

第 132 回高知県都市計画審議会

議 案 書

平成 23 年 7 月 27 日

第132回 高知県都市計画審議会

1. 日 時 平成23年7月27日(水) 午後2時から4時

2. 場 所 高知市本町4丁目3-30
県民文化ホール 4階 第6多目的室

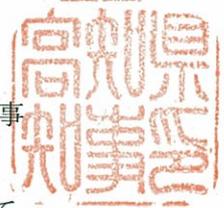
3. 会議次第
 - 1) 開 会
 - 2) 署名委員の指名
 - 3) 議 事
 - ① 高知広域都市計画道路の変更について(3・3・11号 南国駅前線)
 - ② 高知広域都市計画道路の変更について(3・4・6号 高知南国線)
 - ③ 高知広域都市計画臨港地区の変更について(高知港臨港地区)
 - 4) 閉 会



23 高都計第 220 号
平成 23 年 7 月 25 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画道路（3・3・11号南国駅前線）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中 3・3・1 1号南国駅前線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線道路	3・3・11	南国駅前線	南国市駅前町二丁目	南国市大楠字窪ヶ内	南国市後免町四丁目	約 1,190 m	地表式	4車線	27 m	土佐電気鉄道(株)と平面交差	面積約3,000㎡

なお、南国市駅前町二丁目地内に後免駅前広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙「変更理由書」とおり

高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）（高知県決定）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線道路	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	土佐電気鉄道(株)と平面交差
	3・3・11	南国駅前線	南国市駅前町二丁目	南国市大楠字窪ヶ内	南国市後免町四丁目	約 1,190 m	地表式	4車線	27 m		
	() なお、南国市駅前町二丁目地内に後免駅前広場を設ける。										
	() 面積約3,000㎡										

変更理由書

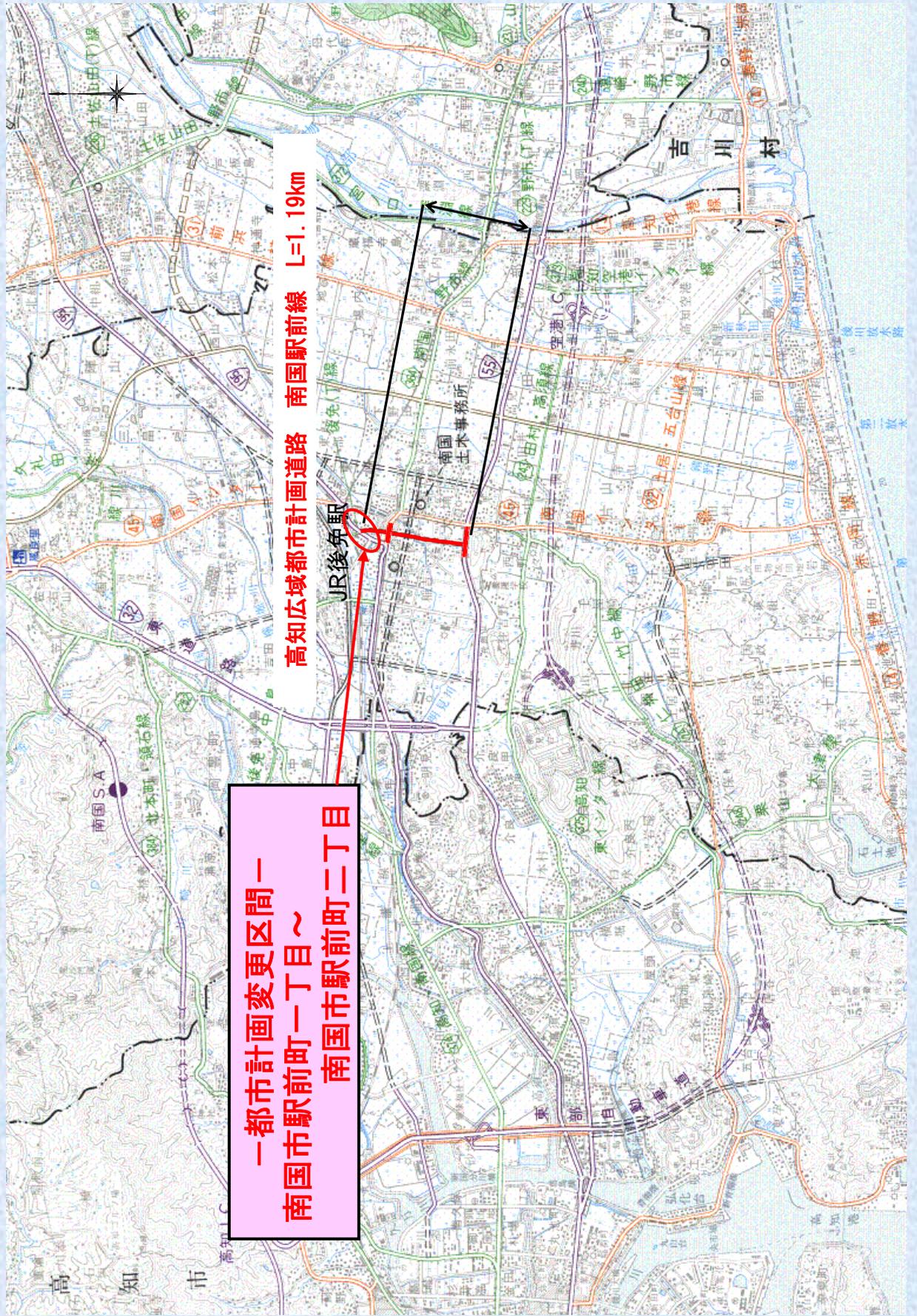
高知広域都市計画道路 3・3・11 号南国駅前線は、南国市駅前町二丁目を起点とし、南国市大桶字窪ヶ内を終点とする幅員 27m、延長 1.19km の幹線道路であり、平成 18 年に都市計画変更が行われている。

南国駅前線は南国市内の交通渋滞緩和と交通事故の削減、交通拠点とのアクセス向上、地域間交流の活性化、避難路及び緊急輸送路の確保等、重要な役割を果たす路線である。

今回、南国駅前線において、下記の理由により変更を行うものである。

- ① 国道 195 号との交差点部における利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、交差点形状を変更する。
- ② 上記変更により、国道 195 号に影響が及ぶ範囲については、新たに都市計画道路南国駅前線の区域に追加するとともに、駅前広場を計画していた箇所の一部については、同区域から削除する。

位置図(3・3・11号南国駅前線)



一都市計画変更区間一
南国市駅前町一丁目～
南国市駅前町二丁目

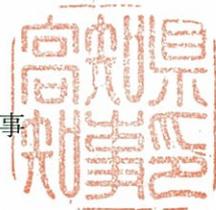
高知広域都市計画道路 南国駅前線 L=1.19km



23 高都計第 220 号
平成 23 年 7 月 25 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画道路（3・4・6号高知南国線）の変更について

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画道路の変更（高知県決定）

都市計画道路中3・4・6号高知南国線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線道路	3・4・6	高知南国線	高知市北本町二丁目	南国市大桶字田中	高知市大津字立場	約 10,670 m	地表式	4車線	20 m	幹線道路介良領石線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 土佐電気鉄道と立体交差 幹線道路と平面交差 1ヶ所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙「変更理由書」とおり

高知広域都市計画道路の変更（新旧対照表）（高知県決定）

種別	名称		位置				区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造		
幹線道路	() 3・4・6	() 高知南国線	() 高知市北本町二丁目	() 南国市大桶字田中	() 高知市大津字立場	() 約 10,670 m	() 地表式	() 4車線	() 20 m	() 幹線道路介良領石線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 土佐電気鉄道(株)と立体交差 幹線道路と平面交差 11ヶ所		

変更理由書

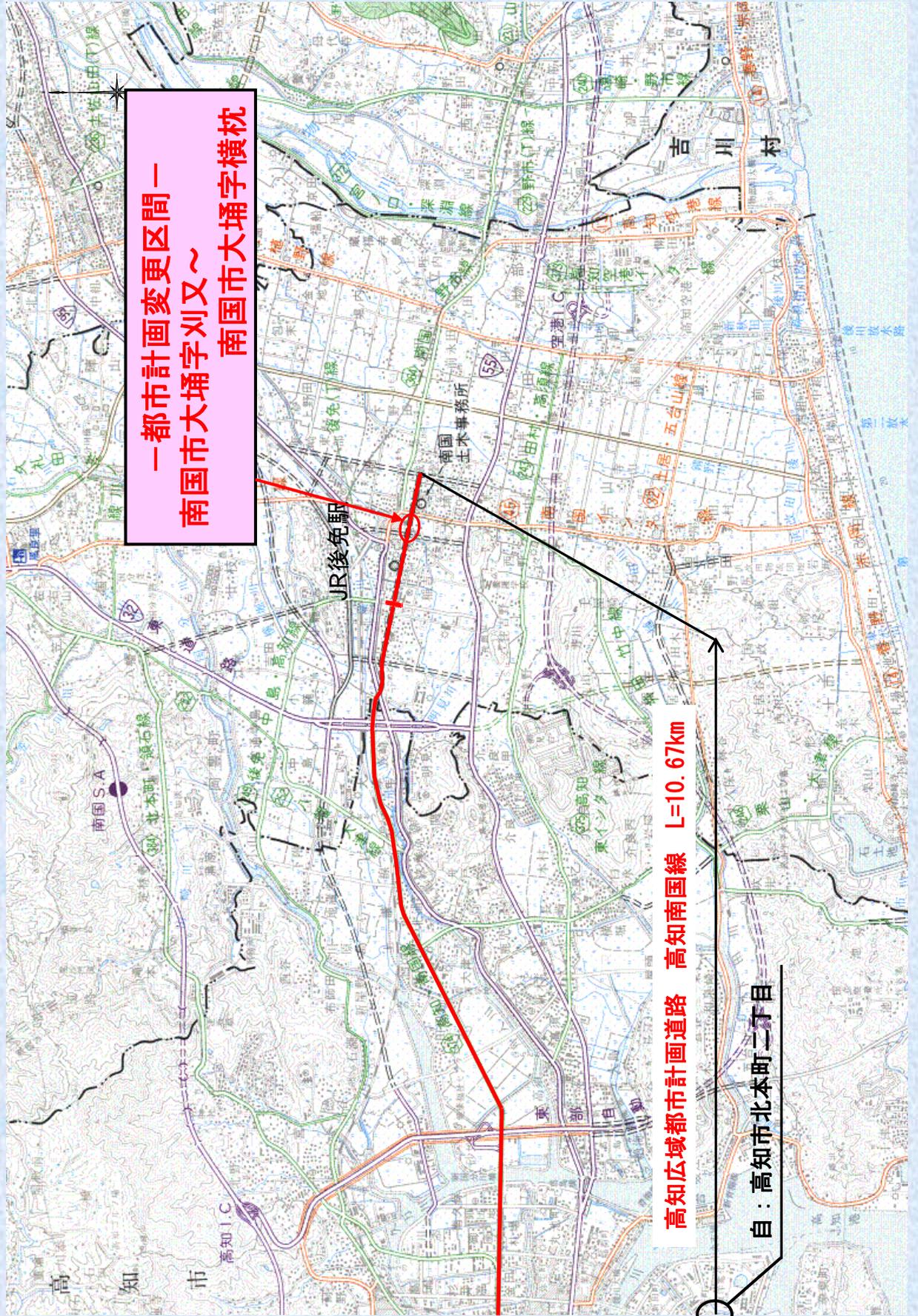
高知広域都市計画道路 3・4・6 号高知南国線は高知市北本町二丁目を起点とし、南国市大塚字田中を終点とする幅員 20m、延長 10.67km の幹線道路であり、平成 7 年に都市計画変更が行われている。

高知南国線は高知市中心部と高知市東部地域及び南国市中心部を結ぶ重要な交通ネットワークを形成する路線である。

今回、高知南国線において、下記の理由により変更を行うものである。

- ① 県道南国インター線との交差点部における利用者の安全性及び利便性の向上を図るため、交差点形状を変更する。
- ② 上記変更により、都市計画道路高知南国線の区域を一部追加する。

位置図(3・4・6号高知南国線)





23 高都計第 220 号
平成 23 年 7 月 25 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



高知広域都市計画臨港地区（高知港臨港地区）の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

高知広域都市計画臨港地区の変更（高知県決定）

高知広域都市計画臨港地区を次のように変更する。

名称	面積	備考
高知港臨港地区	199.1ha	商港区 31.0ha 特殊物資港区 9.0ha 工業港区 83.9ha 漁港区 4.7ha 保安港区 13.7ha マリーナ港区 0.8ha 白地 56.0ha

「位置及び区域は計画図及び参考図書表示のとおり」

理由：別紙「変更理由書」のとおり

新旧対照表

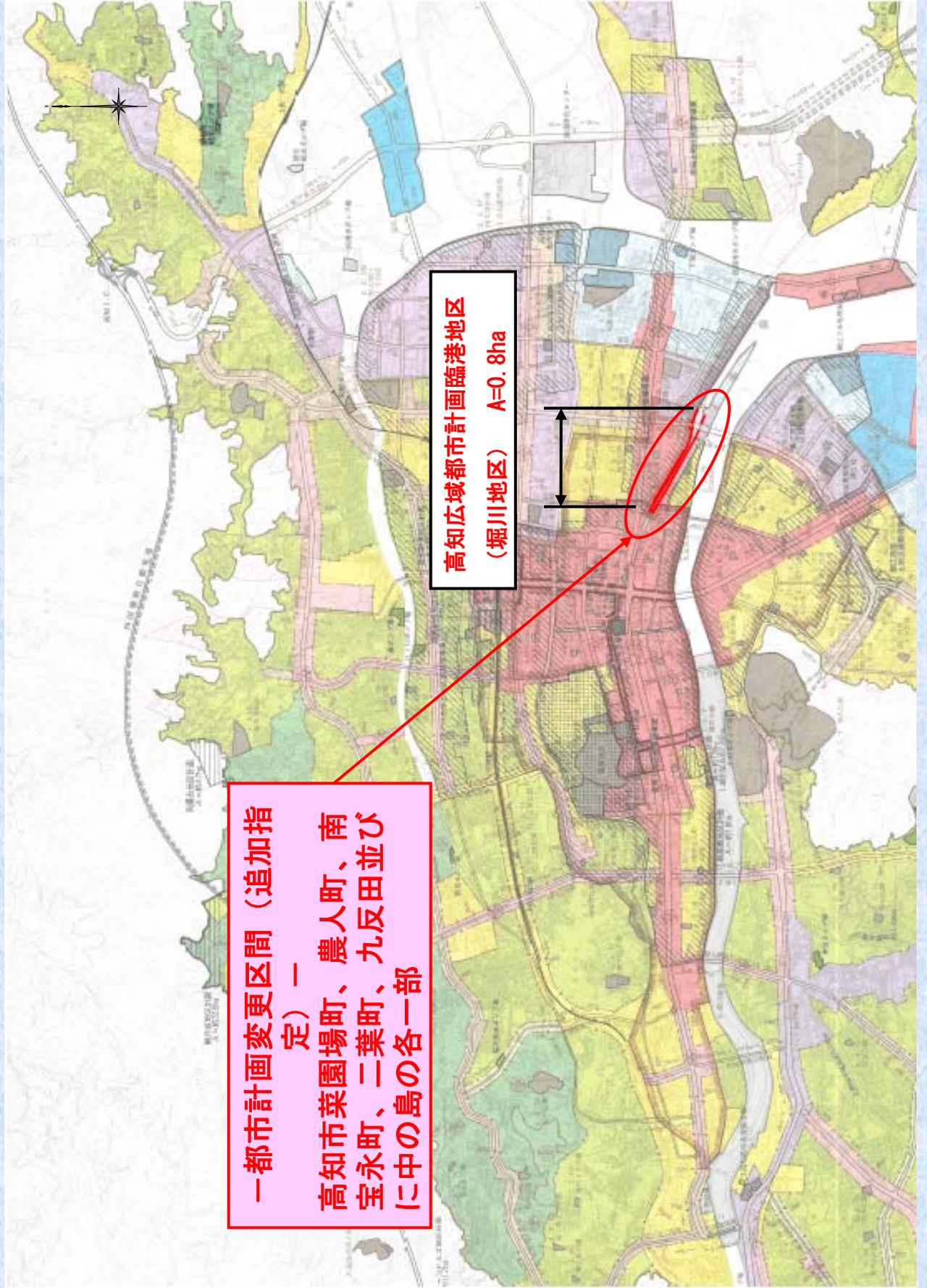
変更前		変更後	
商港区	31.0ha	商港区	31.0ha
特殊物資港区	9.0ha	特殊物資港区	9.0ha
工業港区	83.9ha	工業港区	83.9ha
漁港区	4.7ha	漁港区	4.7ha
保安港区	13.7ha	保安港区	13.7ha
マリーナ港区	0.8ha	マリーナ港区	0.8ha
白地	55.2ha	白地	56.0ha
計	198.3ha	計	199.1ha

変更理由書

高知広域都市計画臨港地区（高知港臨港地区）は、昭和 46 年に指定し、そののち、平成 12 年に都市計画変更を行い、三里、萩町、横浜の 3 地区を追加している。

今回、水域の遊漁船の係留施設と陸域の広場を一体的な管理を行うとともに、景観を維持し、周辺的生活環境を保全するために、高知港臨港地区に、堀川地区を追加指定する。

位置図(高知広域都市計画臨港地区)



一都市計画変更区間(追加指定)一
高知市菜園場町、農人町、南宝永町、二葉町、九反田並びに中の島の各一部